

今月のお知ら世

eeeeeee

新型コロナウイルスの感染 状況によっては、事業を変更 する場合があります。ご了承 ください。

さわやかサロン

日時:6月9日(木)13時30分~

内容:みんなでトランプゲーム

手・指を動かして脳の活性化!

ペン習字(いきいき)教室

日時:6月20日(月)13時30分~

内容:「絵手紙」「実用的な書」など

準備:筆ペン

手話教室

日時:6月21日(火)19時30分~

持5物:**筆記用具**

「手話で簡単な日常会話、 子どもから大人まで 楽しく学びましょう。」



みんなの楽級

日時:6月24日(金)19時30分~

内容: DVD視聴 人権学習

2018年6月2日放送

NHKスペシャル

「ミッシングワーカー 働くことをあきらめて…」

独身の中高年のうち、6 人に 1 人が 働いていません。いったい何が起きてい るのでしょうか?

労働市場から消えた存在、ミッシング ワーカー(=消えた労働者)の実態に迫 り、解決策を探ります。

事業は、感染症対策を 充分行ったうえで開催いたします。



倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。 年会費 1,000円 ※入会特典があります。 申し込み方法:会費を添えて右記へお申し込みください。 (随時受付ています。)

申し込み先:

○さわやか人権文化センター四28-2017

〇倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内)

本22-8130/fax23-9100 〇倉吉市人権文化センター **本**22-4768

○やまびこ人権文化センター ☎28-

○はばたき人権文化センター ☎22-0232 ○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

困りごとはありませんか? 人権が侵害されていませんか?

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課 さわやか人権文化センター 差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権 文化センターにご相談ください。

電話 22-8130 電話 28-2017 さわやか人権文化センターだより



2022年6月1日発行 No.332

[発行所] さわやか人権文化センター [所在地] 〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

[電話兼ファックス] 0858-28-2017 [メールアト・レス] sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

「差別を見抜き、差別に立ち向かう力を!」

始区学習会に順いを込めて

高城小学校、久米中学校 の地区学習会が始まります。

久米中学校:6月 8日より、原則 毎週水曜日 高城小学校:6月 6日より、原則 毎週月曜日 新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施していきますが、

感染状況などによって日程の変更もあります。

地区学習会は 約50年前、被差別の原因となっている『不十分な学力保障が不安定な職業につながる』悪循環を断ち切りたいという被差別部落住民の願いから出発しました。現在は、「差別を見抜き、立ち向かう力をつけてほしい」「自分の夢を叶えてほしい」との思いを込めて行っています。そして、「いろいろな職業を通して差別をなくす人間になってほしい」という願いもあります。



(昨年度の様子)

社会には部落差別をはじめ様々な差別が存在します。誰もが、いつ、どこで、どんな差別に出合うのかわかりません。

そのとき差別から逃げるような人間であってはいけません。部落差別や社会のいろいろな差別を見抜き、差別に負けない、差別を許さない、差別に立ち向かっていく力をつける。そして、正しいことを正しいとはっきり言えることが大切です。

部落出身が理由で相手の母親が結婚反対・・・

(差別されて)「当時はとても苦しかった。しかし、 そんなことで意見が変わる人、(母親に)説明したい と言っても、機会さえ与えてくれない人とは結婚で きないと考え、私から別れを告げた。

学習会で学んだことが、きちんと私の中で生きています。決して孤独ではありませんでした」

被差別部落出身の女性が結婚差別体験 を話しています(左記)。差別され辛く苦 しくても、学習会に参加し学んだことが、 女性の勇気や力となっているのです。

差別に負けない、差別を許さない人づくりをめざす学習会へ、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

これからも地域全体で、子どもたちの健やかな成長を見守り育てることに、 ご支援、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ハンセン病間題を知っていますか?

○家族と一緒に暮らすことができない一

○実名を名乗ることができない―――。

〇子どもを産むことが許されない―――。

〇一生療養所から出て暮らすことができない――

〇死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない―――。

こうした生活をハンセン病患者は長く強いられてきました。そして病気が 治った後も、さらには家族も、差別と偏見に苦しんでいます。

6月22日は 「らい予防法による 被害者の名誉回復 及び追悼の日」

ハンセン病での隔離政策

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こり、手足の末梢神経がマヒするなどの症状が出ます。 そのため、家族・親戚に代々続く「遺伝病」とか、「悪行の報い」「不治の病」と恐れられました。

日本におけるハンセン病政策は、1907年制定の法律『癩予防ニ関スル件』から始まります。放浪する 患者を隔離収容するための公立療養所を建てたのです。そして、「強力な伝染病であり感染を防ぐ」「国の 恥」などを理由に、すべての患者を療養所に隔離するよう定めた『癩予防法』が1931年に成立。1953年 には、患者の就労や外出を禁じる項目も加えた『らい予防法』へ改定されました。

この法の問題点は、患者隔離が継続され退所規定が設けられていないことでした。つまり、治る病気 であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、多くの 人は一生そこから出ることができなかったのです。らい菌の感染力は極めて弱いことがわかり、有効な 薬が開発され治療法が確立しても『らい予防法』は残り、隔離政策はそのまま継続されました。

ハンセン病と鳥取県

鳥取県においては、「らい病(ハンセン病)患者」発生率は全国でも上位で した。この状況の改善のため鳥取県は、ハンセン病の国立療養所 長島愛生園に 「鳥取寮」を新築寄付し、県内在宅患者の入所を促進しました。その結果、鳥 取県は「無らい県運動」達成第1号となりました。

このように、鳥取県には、国のハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無 らい県運動」を徹底してきた過去があります。この反省をもとに「ハンセン病 問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として"いつの日にか帰ら ん"と刻んだ「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しています。

百

た辺

無らい県運動(むらいけんうんどう)

1930年代から1960年代にかけて、地 域からすべての「らい病患者」を療養所 に隔離・強制収容させて、放浪患者や在 宅患者を一掃しようという全国運動。

また、一般市民によるハンセン病患者 の監視制度でもあり、周囲に隠れ暮らし ているハンセン病患者を市民が発見し た場合、警察などへ通報して患者を強 制収容することを奨励していました。

人権がないがしろにされていた療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりませんでした。炊事洗濯のほか、道路工事 のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないた めに、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違 った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者たちは、 強制的に子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生 まれてくることができなかった子どもは7,696人にも及びます。

『人間回復の橋』(邑久長島大橋)



た一つの道。

療養所入所者や家族など関係者の長年の願いが叶い、17年の歳月 を重ね、1988年に架けられました。

「橋渡る 胸がふるえる 風が笑む」

療養所入所者が、橋が完成したときによんだ川柳です。「風が 笑む」という表現に橋が架かった喜びが込められています。

この橋は、『人間回復の橋』として、「隔離する必要のない証」 「療養所入所者の人間回復のシンボル」とされました。

しかし本当に"人間回復"が必要なのは、差別してきた私たち なのかもしれません。

ハンセン病学習をして・・・

中学1年生の感想(2004年)

ずっと調べたいと思っていたハンセ ン病のことが調べられてよかったです。 ハンセン病の差別は思ったよりひどか ったです。家族に物を売ってくれなかっ たり、学校に行けなかったりする差別も いけないことだと思うけど、差別をひど くさせた政府も許せないと思いました。 歳が大きいほど、ハンセン病の偏見・差 別が根強く残っています。このハンセン 病の差別・偏見は、今ここで、ハンセン 病のことを正しく理解した中学生から なくせると思います。

そのためには、悪口や仲間はずれな ど、身近な差別からなくしていくべきだ と思いました。

【隔離政策がなくなった今も 苦しみは続いている】

「ハンセン病患者を長年苦しめてきた法律の廃止と元患者たちによる 国家賠償請求訴訟・裁判に 勝っても故郷には帰れない」

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策はようやく終わりました。 その後、平成10年(1998年)に療養所の入所者たちによって、隔離政策を進めてきた国の責任を問 う裁判「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が熊本で起こされました。続いて、東京や岡山でも同じ裁 判が起こされました。平成13年(2001年)熊本で国の責任を認める判決が下されました。国は、ハン セン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、それ以上裁判で争うことはしませんでした。

裁判に勝った後も、多くの入所者は社会復帰することなく、今も療養所で暮らしています。隔離政策 が生み出したハンセン病に対する偏見や差別は、現在も社会に根強く残っているからです。ハンセン病 患者の中には、病気に対する偏見によって家族に迷惑が及ぶことを心配し、本名や戸籍を捨てた人もい ます。自分が故郷に帰ることでまた、迷惑がかかるという恐れがあり、親や兄弟と再会することもでき ないのです。療養所で亡くなった人の遺骨の多くも、故郷のお墓には入れず、療養所内の納骨堂に納め られています。長年続いたハンセン病に対する差別や偏見、苦しみは今もなくなっていません。